

全建事発第 040 号  
令和 5 年 6 月 30 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔公印省略〕

建設業法施行規則等の一部改正に伴う  
技術者資格の取り扱いについて（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年国土交通省令第 4 3 号）及び関係告示の一部が、令和 5 年 7 月 1 日に施行される所、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 2 号ハ及び第 1 5 条第 2 号ハに定める者等の取り扱いについて、別紙 2 および別紙 3 のとおり、地方整備局等及び都道府県の建設担当部局長宛てで通知した内容について別紙 1 のとおり国土交通省より周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

（添付資料）

- 別紙 1 国土交通省周知依頼文
- 別紙 2 各地方整備局及び都道府県宛通知文
- 別紙 3 （別紙 2 の別添）合格発表日一覧

以上

（担当）事業部 山中  
TEL 03-3551-9396  
FAX 03-3555-3218  
メール jigyo@zenken-net.or.jp